

業務改善 助成金

中小企業・小規模事業者*1を対象
とした

- ・業務の効率化など生産性向上に資する設備投資等を行い
- ・事業場内最低賃金*2を**30円以上**引き上げた

場合、その設備投資などにかかった費用の一部について、助成を受けられる制度です。

最大
600万円
を助成!

賃金引き上げを
支援する助成金を
積極的に活用しま
しょう。

生産性向上に資する
設備投資

事業場内最低賃金を
30円以上
引き上げ



引き上げ後の
賃金額の支払い

生産性向上に資する
機器・設備などを導入

設備投資等に要した
費用の一部を助成
(最大600万円)

解雇、賃金引き下げ等
の不交付事由がない

事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

香川県最低賃金
(1時間)

918円

令和5年10月1日～

878円から **40円**

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

拡充内容

- ・対象事業場拡大
- ・助成率区分見直し
- ・賃金引き上げ後の申請が可能(一定の条件があります。)

令和5年8月31日より、
制度が拡充
されました!

*1 対象事業者

- ・中小企業・小規模事業者であること
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(香川県最低賃金)の差額が**50円以内**であること
 - ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。
なお、過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。

*2 事業場内最低賃金

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
また、事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金と同様です。

業務改善助成金の詳細は厚生労働省
ホームページをご覧ください。

業務改善助成金 検索



賃金引き上げに役立つ特設ページ
ができました!

最低賃金特設サイト 検索



業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンター までお問い合わせください。

電話: **0120-366-440**

(受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先

香川労働局助成金センター

高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟12階

電話: **087-823-0505**

